

変更登録申請に必要な書類一覧等

※郵送又は窓口持参により提出してください。

※代理人が申請する場合は、代理人の本人確認書類（運転免許証やパスポート等）をお持ちの上、委任状（申請者本人の直筆署名又は押印が必要）を提出してください。

◆提出部数: 各1部

◆提出先: 〒371-8570 群馬県前橋市大手町 1-1-1(県庁 22 階北フロア)
群馬県住宅政策課宅建業係

◇電話: 027-226-3525(直通)

◇受付時間: 午前9:00～11:30 / 午後1:00～4:30(土、日、祝日を除く)

変更内容	必要書類
氏名の変更 ※現在有効な宅建士証をお持ちの方は、宅建士証の作り替えが必要です。	① 宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書(様式第七号) ・申請書の『項番 11 番』を記載してください。 ② 戸籍個人事項証明書 ・3ヶ月以内に発行されたもの。 ※旧姓併記を希望される方は、『旧姓が記載されている住民票抄本』(3ヶ月以内に発行されたもの。)も併せて提出してください。 ※有効な宅建士証の交付を受けている方は、以下の③～⑤も(⑥は必要に応じて)提出してください。 なお、以下の③～⑤(及び⑥)を郵送で提出する場合は、簡易書留で送付してください。 ③ 宅地建物取引士証書換え交付申請書(様式第七号の四) ・申請書の『変更に係る事項』の『氏名』に記載してください。 ④ 顔写真2枚 ・縦 3.0cm×横 2.4cm ・6か月以内に撮影した、カラー、無帽、正面、上三分身、無背景の写真。 ・ポラロイド写真、光沢紙でないもの、不鮮明なもの、劣化の可能性のあるもの、画像を加工したものは不可。 ※写真の裏面には、申請者の氏名を記入してください。記入の際は、表面にインクがにじまないように、また、凹凸がでないように注意してください。 ※2枚のうち1枚は宅建士証用、もう1枚は予備です。予備分を使用しなかった場合は、新しい宅建士証をお渡しする際にお返しいたします。 ⑤ 宅地建物取引士証 ・宅建士証を作り替えるため、現在有効の宅建士証は返却してください。 ※窓口で新しい宅建士証の受け取りを希望される場合は、現在有効の宅建士証を事前に返却せず、新しい宅建士証をお渡しするタイミングで返却(現在有効の宅建士証と引き換えに新しい宅建士証をお渡し)することも可能です。 ⑥ 返信用封筒※郵送で新しい宅建士証を受け取りたい場合 ・460円(送料110円+簡易書留料金350円)分の切手を貼った返信用封筒を同封してください。

住所の変更

※注意事項を
ご確認の上、
書類のご準備
をお願いいた
します。

① 宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書(様式第七号)

・申請書の『項番 12 番』を記載してください。

② 住民票(申請者本人の分)

・3ヶ月以内に発行された、「**前住所**」の記載があり、個人番号が記載されていないもの。

※同市区町村内でお引っ越しをされた場合、住民票には前住所の記載がされません。必ず、「**異動前住所**」の記載を希望する旨、市区町村窓口へお伝えいただいた上で、住民票の交付を受けてください。

※また、同市区町村内でお引っ越しされた場合、コンビニで発行する住民票には「**異動前住所**」の記載がされませんので御注意ください。

※異なる市区町村間でお引っ越しをされた場合は、窓口及びコンビニ交付の場合も「**転入前住所**」として前住所の記載がありますので、問題ございません。

～お引っ越しを繰り返されている方～

現在登録をしている住所から2回以上住所を移転している場合(移転の都度、変更手続きを行っていなかった場合)は、住民票では変更前の住所が確認できないため手続きができません。追加で戸籍の附票等の提出を求める場合があります。

必要書類については、住宅政策課宅建業係までお問合せください。

【例】

登録を受けている住所A市からB市に住所を移転し、この時点で宅建士の住所変更を行わず、更にC市に住所を移転した場合、住民票には「前住所B市」と「現住所C市」の記載のみとなり、「前々住所(宅建士で登録をしている住所)A市」の記載がないため、住民票の提出では足りません。

※有効な宅建士証の交付を受けている方は、以下の③・④も(⑤は必要に応じて)提出してください。

なお、以下の③・④(及び⑤)を郵送で提出する場合は、簡易書留で送付してください。

③ 宅地建物取引士証書換え交付申請書(様式第七号の四)

・申請書の『変更に係る事項』の『住所』に記載してください。

④ 宅地建物取引士証

・現在有効の宅建士証に変更後の住所を裏書きします。

※窓口で手続きする場合は、15分程度で裏書きした宅建士証の交付が可能です。

⑤ 返信用封筒※郵送で裏書済みの宅建士証を受け取りたい場合

・460円(送料110円+簡易書留料金350円)分の切手を貼った返信用封筒を同封してください。

本籍の変更	① 宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書(様式第七号) ・申請書の『項番 13 番』を記載してください。 ② 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本) ・3ヶ月以内に発行されたもの。
勤務先の変更	① 宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書(様式第七号) ・申請書の『項番 14 番』を記載してください。 ※勤務先を登録する方(入社の場合)は以下②が必要です。 ② 在職証明書(出向の場合は、出向証明書) ・3ヶ月以内に作成したもの且つ代表者印(丸印)で証明したもの(法人の場合は角印不可)。 ・代表者本人による申請の場合は、在職証明書に代わる書類として、<u>宅地建物取引業者免許証のコピー</u>を添付してください。 ・<u>A 社から B 社に出向</u>する場合は、<u>A 社が発行する出向証明書</u>を添付してください。(A 社の退職証明書は不要です。) ※勤務先を削除する方(退社の場合)は以下③が必要です。 ③退職証明書(出向解除の場合は、出向解除証明書) ・3ヶ月以内に作成したもの且つ代表者印(丸印)で証明したもの(法人の場合は角印不可)。 ・<u>A 社から B 社への出向を解除</u>する場合、<u>A 社が発行する出向解除証明書</u>を添付してください。出向解除後、A 社で宅地建物取引業に従事する場合は、<u>A 社が発行する在職証明書</u>を併せて添付してください。 ※数年前に退職した等との理由により退職証明書のご用意が難しい場合は、住宅政策課宅建業係までお問い合わせください。

◆様式ダウンロード(群馬県ホームページ)

<https://www.pref.gunma.jp/site/shinsei/10916.html>



←群馬県ホームページ

「宅地建物取引業者・宅地建物取引士に係る申請・届出様式」

※QRコード(R)は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

よくある質問

1. 登録情報の確認

Q1. 現在登録されている情報を確認したい。

A1. 個人情報保護のため、ご本人様のみへのご案内となります。お電話にて、住所・氏名・生年月日などの本人確認をさせていただいた上で、登録情報をお伝えいたします。

問い合わせ先：住宅政策課宅建業係（027-226-3525（直通））

2. 変更までの日数

Q2. 申請から何日程度で変更手続きが完了するか。

A2. 住宅政策課で申請書を受理してから約2週間で変更が完了します。
変更完了後、変更完了をお知らせするハガキをお送りします。

3. 宅建士証の更新時期が迫ってきている

Q3 更新（法定講習の受講）の申込みと登録の変更（住所等の変更）は、どちらを先に行えばよいか。

A3 先に登録の変更の手続きを行ってください。

-1. 変更が完了してから宅建士証の更新（法定講習の受講）の申込みを行ってください。登録の変更と並行して法定講習の申込みを希望される場合は、法定講習実施機関へご相談をお願いします。

Q3 宅建士証の更新を行うため、住所変更を急ぎですする必要があります。

-2. 優先的に処理してほしい。

A3 申請の処理は、原則として受付順に行っております。そのため、個別の事情により処理を早めることはできませんので、時間に余裕をもって申請してください。

Q3 近日中に法定講習を受講するつもりであり、そのときに新しい宅建士証の交付を受ける予定でいる。それでも住所変更等による現在の宅建士証の書き換えは必要か。

A3 法定講習の申し込みが完了していない場合は、原則、書き換えが必要です。3か月以内に実施される法定講習への申し込みが完了している場合は、特例として宅建士証の書き換えは不要としますので、変更登録申請書の余白に「○年○月○日法定講習受講予定のため書き換え希望なし」と記載してください。その場合、書換え交付申請書と宅建士証の添付は不要です。

4. 宅建士証を作り変えている間に宅建士としての業務を行いたい

Q4. 氏名変更による宅建士証の作り換え（又は郵送による住所変更）で手元に宅建士証がなくなるが、その間に重要事項説明などの宅建士としての業務を行うことは可能か。

A4. 宅建士証が手元にない間は、宅建士としての業務はできません。（重要事項説明の際や取引関係者から提示を求められた際には、宅建士証の提示義務があるためです。）氏名変更による作り換えの場合は、新しい宅建士証と引き換えに旧宅建士証を返納することも可能ですので、ご希望の場合はその旨申し出てください。

5. 住所と本籍の変更を同時に行う場合の添付書類

Q5. 住所変更と本籍変更を同時に行う。住民票に新しい本籍の記載があるので、戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）の提出は省略できるか。

A5. 省略できません。

住民票には本籍を変更した年月日の記載がないため、本籍を変更する場合は必ず戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）も提出してください。

6. 住所変更について

Q6 -1. 2回以上の引っ越しをしているが、その都度、宅建士で登録している住所の変更をしていなかった。添付書類は住民票のみで大丈夫か。

A6 -1. 現在登録をしている住所から2回以上住所を移転している場合（移転の都度、変更手続きを行っていなかった場合）は、住民票では変更前の住所が確認できないため手続きができません。この場合、追加で戸籍の附票等の提出を求める場合があります。

必要書類については、住宅政策課宅建業係までお問合せください。

問い合わせ先：住宅政策課宅建業係（027-226-3525（直通））

Q6 -2. 住所は変更するが、電話番号は変わっていない。電話番号の記載は必要か。

A6 -2. 必要です。電話番号が変わっていない場合でも、必要事項として電話番号の記載をお願いします。

7. 従事先の変更について

Q7 -1. 何度か転職をしたが、従事先の変更を忘れていた。ずいぶん前に勤めていた会社の情報が従事先として登録されたままである。

A7 -1. 従事先として登録されている会社の退職証明書を添えて提出してください。現在、転職先で宅地建物取引業に従事している場合は、転職先の会社が作成した在職証明書も添えて提出してください。

Q7 -2. 従事していた会社が廃業しており退職証明書がもらえない。

A7 -2. ご自身で作成した申立書（本人の押印必須）を添えて提出してください。申立書の様式は、県ホームページ『宅地建物取引業者・宅地建物取引士に係る申請・届出様式』の末尾「その他書類について」にあります。

Q7 -3. 登録している従事先の免許番号が変わった。変更手続きは必要か。（例：知事免許から大臣免許に変更、法人から個人に変更 等）

A7 -3. 必要です。従事先の会社が免許権者に提出した免許換えにかかる免許申請書（第一面のみで可。受付印があるもの。）の写しを添えて提出してください。

Q7 -4. 登録している従事先の会社名が変わった。変更手続きは必要か。

A7 -4. 必要です。従事先の会社が免許権者に提出した会社名の変更にかかる変更届出書（第一面のみで可。受付印があるもの。）の写しを添えて提出してください。

Q7 登録している従事先が吸収合併により消滅した。変更手続きは必要か。
-5.

A7 必要です。

-5. 宅建業者に吸収された場合は、従事先を吸収先の宅建業者に変更してください。消滅した会社が免許権者に提出した廃業等届出書（受付印があるもの。）の写し及び吸収先の会社が作成した在職証明書を添えて提出してください。

宅建業者ではない会社に吸収された場合は、従事先の削除のみの手続きが必要です。消滅した会社が免許権者に提出した廃業等届出書（受付印があるもの。）の写しを添えて提出してください。

Q7 グループ会社に出向する場合の必要書類を教えてください。
-6.

A7 A社からB社に出向する場合は、出向元であるA社が発行する出向証明書を添付してください。（A社の退職証明書及びB社の在職証明書は不要です。）
-6.

Q7 出向を解除する場合の必要書類を教えてください。
-7.

A7 A社からB社への出向を解除する場合、出向元であるA社が発行する出向解除証明書を添付してください。出向解除後、A社で宅地建物取引業に従事する場合は、A社が発行する在職証明書を併せて添付してください。再び他法人へ出向する場合は、出向元が作成した『出向証明書』を併せて添付してください。
-7.

8. 代理人の申請について

Q8. 代理人が申請することは可能か。

A8 可能です。代理人が申請する場合、代理人の本人確認書類（運転免許証やパスポート等）をお持ちの上、委任状（申請者本人の直筆署名又は押印が必要）を提出してください。
なお、本人の勤務先である宅地建物取引業者が本人に代わって申請書を提出する場合であっても、委任状が必要です。
代理人による申請の場合、変更完了をお知らせするハガキは代理人にお送りします。